

農民組合の旗を掲げて一戦後静岡県の場合

池谷昭二

小池善之

はじめに

本稿は、社会民主党静岡県連合に保存されていた戦後の農民組合資料を活用して、農民組合の組織と運動の動きを叙述しようとするものである。ただし一定の時期のものしか資料が残されていないので、その記述は短い時期を対象としたものとならざるを得ないことをまずお断りしておく。

一般的に、戦後の農民運動（史）については、農地改革期については言及されるが、それ以降が叙述されることはほとんどない。それはある意味で当たり前で、要するに運動がないから書きようがないのである。『静岡県史』の通史編（近現代二）を繙いてみても同様である。戦後初期の社会諸運動の一つとして農民運動があり、叙述されている項目は「農民組合の結成」、「小笠郡の運動状況」、「日農静岡県連の結成とその分裂」であり、それらは農地改革期の動きである。そしてそれ以後、農民運動独自の記述はない。

農地改革によって農地解放が行われた後、何故に農民たちの運動はなくなったのか。農民たちの獲得すべき課題はなくなってしまったのだろうか。

農民運動史の研究者である西田美昭はこう語る。「一時期、三百万くらいの農民、五〇畝を越える農民が農民組合に入ったという時期が戦後にあるんですが、その後急速に衰退していく。・・・（中略）・・・つまり農民経営を発展させようと思っている時期の農民運動の積極的な性格、そして農民経営がもはや発展の見込みがない時期における運動の衰退という関連がみられる」¹と。すなわち、西田の説明を援用すれば、農地改革以後は「農民経営がもはや発展の見込みがない」と農民たちは考えるようになったというわけである。戦後の農業政策を追跡していけば、農民たちにそういう考えをいだかせたものは確かに存在する。それは日本の経済政策の一環としての、端的に言えば農業切り捨て政策であるが、それについて詳しく説明する紙数はないので、本稿では農民組合の動きとともに、そうした政策に最低限触れていくつもりである。

1 静岡県における農民運動

（1）戦前の静岡県の農民運動

近代日本の農村には強固な地主制が存在し、実際に耕作する農民は小作農として高率の小作料（収穫の5割から6割）を納めなければならなかった。そのため、農村は貧しさと無縁ではなかった。小作農たちは集まって小作料の減免を地主に働きかけた。要求が通るまで小作料は納入しないこと、要求が通らなかつたら小作地を地主に返還することなどを約定して争議に参加していった。静岡県でもその事情は同じであった。

¹ 西田美昭「近代農民運動史研究の成果と課題」（『静岡県近代史研究』第26号、2000年）。

静岡県における小作料の減免を求める運動は、史料上、1918年の米騒動の年に始まった。暴風雨被害による不作を原因として小作争議が頻発したのである²。その後も、時代的風潮に推されて、作柄にかかわらず小作争議が頻発するようになり、そのなかで1922年、賀川豊彦、杉山元治郎らによって結成された全国的な組織である日本農民組合（日農）へと合流する動きが出て来た。1925年浜名郡三方原村和地山（現、浜松市）の鈴木新七らの日農三方原支部がそれである。また翌26年、福島義一、山崎釵二らが県東部で支部を立ち上げ、駿東郡大岡村（現、沼津市）の県立種畜場敷地買収にかかる土地取りあげ反対闘争などを指導した。またこの年、富士郡下でも農民の組織化が進んだ（富士農民連合会）。

日農では、1926年3月の第5回大会で平野力三ら右派が脱退し、全日本農民組合同盟を設立、さらに翌27年、左派が中間派を追い出し、中間派は全日本農民組合（全日農）を結成した。1928年の三・一五事件で日農が弾圧されたことから、同年5月、全日農と日農は合同して全国農民組合（全農）を結成した。静岡県の組織もそれに連動し、1929年3月、全農静岡県連合会（山崎釵二委員長）が成立した。全農静岡県連は主に東部地域を中心に争議を闘い、1932年には22支部、35年には35支部を擁するまでに発展した。

その後、1937年日中全面戦争開始とともに、戦時体制が強化され、農民運動は停滞・「沈静化」していった。³

（2）戦後に於ける静岡県の農民運動

① 敗戦直後の農民運動

戦時下、農民運動は天皇制国家権力の強圧の下に窒息させられた。しかしアジア太平洋戦争終了と民主化（農地改革）の嵐の中で、再び農民運動が始動した。静岡県でも、例えば1946年、田方郡小室村（現、伊東市）の農業会長森田某による横領や横流しに対して農民同志会を組織し8月に村民大会を開く⁴など、農民たちは不正に対して立ち上がった。

1946年2月、日本農民組合（日農）が、「農地改革の根本改革」、「新農業組織の確立と発達」、「民主的農村生活と文化の建設」という綱領を掲げ、10万人以上の参加により結成された（会長・須永好）。静岡県でも各地に農民組合がつくられ、それらは四つの系統で組織されていたが、全国レベルでの日農の結成に刺激を受け、1946年9月には静岡県農民組合統一準備会がもたれた。そして10月2日、1500人の参加者により日本農民組合静岡県連合会が結成された（会長は福島義一）。そこでは日本農民組合の傘下に入ること、農地改革の実現、農地委員（農地改革を推進する機関であり、農地委員は公選制であった。）の選挙に取り組むことが決定された。

ところが1947年2月に開かれた日農全国大会で日農は分裂、平野力三ら日本社会党右派によって全国農民組合（全農）が同年7月結成された。静岡県でも日農から離れた一部の人々により全農静岡県連が結成された。

² 海野福寿・原口清『静岡県の百年』167頁（山川出版社、1982年）。

³ 戦前期の農民（組合）運動については、海野・原口前掲書のほか、枝村三郎「静岡県における農民組合運動」（『静岡県近代史研究』第15号、1989年）、同「静岡県における農民運動について―「全農静岡県連合会資料」を中心に」（『静岡県近代史研究』第16号、1990年）がある。

⁴ 青木恵一『日本農民運動史』第5巻 戦後における農民運動、日本評論社、1960年、203

なお、1947年6月には、日農の組合員数は129万人となり、日農に参加しない組合も70万人を組織していた。静岡県では、1949年6月には210組合（うち86が日農）、組織人員6万8209人を数えた⁵。これらの数字は、農地改革推進に、農民たちが組織的に関わったということを示すと同時に、農民たちが様々な闘いを展開したということでもある。

例えば、1948年6月には沼津市片浜で転落農家への配給が停止されたことに対して区民大会を開き、さらに市役所におしかけ米を放出させたり⁶、同年10月、掛川町（現、掛川市）でも転落農家への配給停止に対する「米よこせ」町民大会が開かれたり⁷、同年田方郡函南村では、税金や事前供出割当の過重に対して耕作放棄を行ったり⁸、多彩な運動を繰り広げている。

静岡県における農地改革は、1946年12月の第1回市町村農地委員会選挙から本格化していく。市町村の農地委員会こそが農地改革、すなわち地主的土地所有を解体させる原動力であったからである。市町村農地委員会は、まず対象農地の買収計画と売り渡し計画を策定した。そして1947年から1949年にかけて、地主から小作地を強制買収し、並行して売り渡す事業も行った。その結果、静岡県では不在地主の小作地の85%、在村地主の小作地44%が開放された⁹。地主は格安で農地を買収され、小作人はきわめて安い価格で農地をみずからのものにするのができ、耕作農民がみずから農地を所有するという自作農体制ができた。地主小作関係という農業生産力の桎梏となっていた制度が解体されたのである。

しかし農民運動は、この農地改革終了後、1950年頃から日農の分裂騒動もあり衰退していった。静岡県でも1953年頃から急激に停滞し、その後農民組合の姿は見えなくなった。農民にとって地主制解体以外の別の課題が見つけられなかったためでもあった。

その後全国レベルでは、1958年3月、分裂していた日農主体性派、統一派、全農、日農新農建派が合同大会を開き、全日本農民組合が結成された¹⁰。

② 農民運動再建の動き

1955年頃から、再び県下全体の農民組織をつくろうという動きが始められた。県内各地ではそれぞれ個別的に農民組織がつくられ活動を行っていたからである¹¹。

静岡市農民組合は一年間の準備期間を経て1956年9月1日に結成された。組合員は250名をかぞえた。「農民の利益を収奪して、全勤労階級の生活を脅かす独占資本と対決し、平和と民主主義を守り、農民の生活と権利を^(ママ)ヨゴする」がその活動方針であった。また翌年1月15日には周智郡森町で森町南部地区農民組合が結成された。結成の契機は次の通りであった。1956年末、森町園田地区の地主が小作者に小作料を4000円以上払うことを求めてきた。このヤミ小作料に反対する園田地区の農民が話し合いを持ち、さらにこの間

頁。

⁵ 『静岡県史』資料編21 近現代六、625頁参照。

⁶ 青木、前掲書231頁。

⁷ 青木、前掲書233頁。

⁸ 青木、前掲書264頁。

⁹ 『静岡県史』通史編6 近現代二、549頁～571頁。

¹⁰ 「静岡県農民会議結成準備会に結集する農民のみなさんに」、「静岡県評情報」23。1960年2月4日付。

¹¹ 静岡県農民会議「新しい農民」通信No.2 1959。

題を全村的にひろげ地主の要求を跳ね返した。この事件が農民の団結をつくり、農民組合の結成となり、230名が結集した。袋井市の農民組合は1958年3月に結成された。袋井地区には、高尾地区、三川地区など市内各地に地主の土地取り上げに反対し小作料の一括納入をしていた組合があり、袋井市制の施行にともなって一つに結集したのである。袋井市農民組合は警職法反対の提灯デモに参加し、また原水禁運動にも関わっていた。組合員は360名。市議会にも代表4名を送り込むなど選挙活動も活発に行っていた。ほかに異色の組織として、中伊豆町の中伊豆生活協同組合があった。1958年9月狩野川台風の水害により320名が罹災した。10月、中伊豆町罹災者助けあいの会を組織して、当局に対して様々な要求活動を展開、それが生活協同組合に発展した。生活必需品の3割安販売、県有林を5割安で払い下げる運動などを行った。藤枝市でも一年間の学習会を経て1959年10月に農民懇話会を発足させ農政の貧困、豊かな農村を築くための方策などについて話し合いを行った。

この他にも、三島市や小笠郡菊川町（農友会）など、県内各地で個別的に農民組合結成の気運が高まっていた。1959年10月県内5箇所で開催された農村活動家研究集会を経て、11月9日静岡県農民会議結成準備会の第一回会議が県労働会館で開催された。

そこで話し合われたことの第一は、明確な目標を持つことの重要性であった。敗戦後の一時期、全国的に農民組合の結成が進み県下でも1万人の組合員を擁したことがあった。しかし農地改革後に自然消滅したことから、そうしたことをくり返さないようにすること、これであった。

その後いくつかの会議を経て、1960年9月25日、静岡県労働組合評議会（県評）農対部と県下各地の農民団体幹部の努力によって「静岡県農民会議準備会」が結成された。この結成大会には県下各地の農民団体からも代議員、特別代議員100余名が参加し、規約、運動方針、役員などを決定し再建のスタートを切った。準備会には共産党系の組織も参加していたが、県西部の三方ヶ原、掛川の組合が中心となり「静岡県農民組織連絡協議会」を結成して、県農民会議準備会から離脱していった。それは、全県で統一した唯一の農民組織である準備会を分裂させるものであった。

その後「農民会議準備会」は、米価闘争、農業基本法粉碎闘争、労農提携活動等に取り組んだが、次第に活動が停滞し開店休業の状態となった。

③農基法農政から総合農政へ

1950年代半ばからの経済の高度成長は、農村を大きく変えていった。工業・貿易構造の重化学工業化は、重化学製品の輸出と引き換えに農産物の輸入促進を生み出し、また農村労働力の他産業への流出（都市人口の急増）、農業の化学化（化学肥料の多投入）・機械化による段収増大・投下労働時間の減少、勤労者世帯と農家の所得・消費水準の格差拡大が可視化されるようになった。そうした事態に対応して制定されたのが、1961年の農業基本法（農基法）であった。

農基法は、他産業との生産性格差是正のため農業生産性の向上を図ること、農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営むことを目的として、そのために農業生産の選択的拡大（同時に、選択的縮小も）、農業生産性の向上および農業総生産の増大、農業構造改善、農産物の流通の合理化、農産物価格の安定および農業所得の確保、農業資材の生産・流通の合理化および価格の安定、農業経営者の養成および就業の安定化、農村福

社の向上を、総合的に実施すべき施策として国に義務づけたものである。この農基法は、戦後の自作農体制を基本とする政策であったが、同時に農業を後退させる端緒ともなった。

その後、小麦、大豆、飼料用穀物などの輸入農産物の増大にともなって農産物の自給率が低下し、機械化の進展など農業の近代化による農民層の階層分解が進んだ（経営規模の大きい上層農家は規模を拡大し、中下層の農家は兼業依存となる）。また不足基調であったコメが、1967年以降過剰基調へと変化（一人当たりコメ消費量が1962年をピークに下がり始めた。その背景にはアメリカの食糧戦略による日本人の食生活の変化＝洋風化があった）し、69年から「自主流通米」制度（食管制度下、全量政府管理下にあったコメを、経済連などの集荷業者が政府を介さないで卸売業者に直接販売することにより、政府の負担を軽減する施策）、生産調整（＝「減反」政策（休耕や他の作物への転作によりコメ生産を抑制しようとした政策））が開始された。

こうした変化に対応して、政府が打ち出してきたのが「総合農政」であった。1967年8月の農林省の「構造政策の基本方針」から始まり、1970年2月の閣議了解「総合農政の推進について」までのあいだに打ち出されたてきたもので、米の過剰対策としての生産調整を実施しながら農業基本法に基づく農政を推進することをおもな目的とするものであった。その具体的な内容は、米の需給調整（米の生産過剰を解消するため71年から5カ年間230万t水準の生産調整を行い、予約限度数以上の米の買入れを制限する）、価格政策の是正（需給の実勢によって政策価格を決め、生産者米価の据置き方針などの措置を講じ、政府負担を減らす）、農産物輸入制限のなしくずしの撤廃（輸入農産物の急増＝自給率の低下）、農家戸数の減少と規模拡大による専業農家の育成、離農の促進（農地転用条件の緩和、国や地方公共団体の先買い構想、農村地域への工業導入促進）、他に米をはじめ畜産物、野菜、果樹を合せて総合食糧の安定供給、あるいは生産、構造、価格流通など各般の施策の総合的推進などであった。¹²

これらの政策により、戦後の農家経営を支えてきたシステムが大きく崩されていった。よほど経営規模を拡大しない限り専業農家としては生活できなくなり、農家の兼業化が大きく進んだ。そして農産物輸入自由化に伴う食糧自給率の低下、農村地域の乱開発、土地価格の上昇など……。農業は「農業だけでは生活できない産業」という認識が共有されるようになった。

（3）静岡県農民会議の結成

以上のように、農業を取り巻く環境に大きな変化が現れてくるなか、県下各地区の農民団体から県農民会議準備会の発展的強化をはかり、静岡県農民会議を早急に結成し、県下農民大衆の結集をはかるべきであるとの声が高まった。

ちなみに1965年10月段階の農民の状況は、以下の通りである。農業従事者数29万5444人、就業人口の21%を占めているが、その84%が兼業農家で、さらにその収入の3分の2が農外からとなっている。

1967年10月7日、準備会役員会を開き、農民会議結成の準備をはじめ、10月19日、20日の両日、農民組織問題、新構造政策の基本方針について農研集会を開き、大いに力を

¹² 以下の資料を参考にした。暉峻衆三編『日本農業100年のあゆみ』有斐閣、1996年。「ブリタニカ国際大百科事典」。

得た。11月には2回の役員会を開き県農民会議の規約案を作成、翌68年1月12日、18日に役員会を開き、運動方針案について協議、2月26日には全日農主催による食管制度堅持、米価要求、農地法改悪粉碎全国農民大会に4名を送った。3月1日役員会を開き、組織強化はまず活動からということで食管制度堅持、農地法（農地は耕す者が所有するというのが農地法の原則である。したがって一部の農家が広大な農地を買い集めたり、企業や資本家が農地を所有して主として他人を働かせて農業を行うことが禁止されていた。その後の農地法改正は、その制限をなくす方向へと動いていった。）改悪粉碎、地域問題を中心に全日農、社会党、県評の協力により県下5カ所で討論集会を開くことを決め、更に3月末に農民会議結成大会を開くことを決めた。討論集会は、3月11日より袋井地区、藤枝地区、静岡地区、三島地区、富士地区と開き、農地問題、工業化都市化の中にある本県農業兼業化問題、公害問題等を中心に討議し、そのなかで参加者は農民組織の重要性を痛感し大きな成果を得た。

3月30日、準備会最後の役員会を開き、当日大会日程、運動方針案、代議員等について協議の上確認し、静岡県農民会議結成大会にのぞむことになった¹³。

1968年4月26日、静岡市鷹匠町の労済会館で、静岡県農民会議の結成大会が開かれた。「運動方針案」では、農業に関わる県内情勢をこう記している。

「工業化に狂奔した県政には農業に対する抜本的施策はなく、昭和43年度県の予算をみても全予算に対する農林予算は前年対比1%減、本県農業は全国からみてトップレベルであり、農業近代化のため保護政策の要なく、いままで助成をしてきたが今年から融資にきりかえると竹山県政、このままに放置するならば農家は85%の農外所得に依存した生計維持を余儀なくされ、本県の経済構造の中における農業の地位は低下し、農業の犠牲の上に工業化が急速に進み、産業としての農業は転落の一途をたどらざるを得ない。」

そして当面の要求として、「農業と農民の基本的な利益を守り高める」、「農業生産基盤を整備し、所得を高める」、「土地についての農民の権利と利益をひろげる」、「農畜産物価格の保障と安定の確保」、「生産資材の価格を引き下げる」などを掲げた。

最後に大会宣言を発して結成大会は終わった。

1968年12月の全日農全国大会にはオブザーバーとして参加、1969年1月には全日農の中央委員1名を選出し全日農加盟を決定、同年12月の大会に代議員1名を送り、全国の農民運動の一翼を担うこととなった。

（4）県農民会議の闘い

①初期の闘い

全日農加盟の静岡県農民会議は、1969年2月、竹山祐太郎静岡県知事に対して、「自主流通米制度」の撤回、生産者米価は生産費と所得を補償する観点で算定すべきだとして生産者米価据え置きへの抗議、消費者米価を物価統制令の適用外とすることに反対であることなどを求めた。また傘下の袋井市農民組合は、同年4月総会を開き、組合活動の強化、食管法堅持、農地法改悪反対、新都市計画法反対、農協の民主化などについて話し合った。この新都市計画法（1968年公布、翌年施行。1919年の都市計画法に対して新都市計画法という）は、秩序ある市街化を促進することを目的に、主には「市街化区域」と「市街化調

¹³ 「経過報告」、「静岡県農民会議結成大会（議案・資料）」。

整区域」とを分離して、前者については農地の農外転用を許可不要の届出制とするものであるが、後者においては農民の土地（農地）所有権に制限を課す（農外転用の制限）というものであった。また「市街化区域」では固定遺産税と都市計画税が宅地並みに課税されることとなるため、両区域を分ける線引きは、農民にとって重大問題であった。

静岡県では、新都市計画法実施を、先行的に静岡市と清水市で行うとした。静岡市農民組合は、地域設定（線引き）をストップし、十分な研究を行うことを県知事、静岡市長に申し入れ、署名活動を開始した。しかし静岡市は1971年11月、率先して条例を制定した。

また1969年12月には、農業関係者が一団となって「東海みかん農民要求貫徹大集会静岡県実行委員会」を結成し、政府によるアメリカのグレープフルーツ（柑橘類）輸入自由化に反対する行動を展開した¹⁴。署名活動、12月15日の大集会など。静岡県議会も「貿易自由化に伴う外国産果実類の輸入制限に関する意見書」を提出した。みかんを代表とする柑橘類は静岡県の特産品であり、アメリカからの柑橘類の輸入は、県下のみかん農家を直撃するものであり、県農民会議は強く抗議したのである。

静岡県におけるみかんを含めた柑橘類の栽培面積を追っていくと、1951年7987[㊦]、1975年17800[㊦]、1985年は12000[㊦]で、全国で1951年はトップ、1975年、1980年は全国第二位となっている（2015年は、5280[㊦]で全国第三位）。栽培面積が拡張された理由は、都市部における柑橘類の消費拡大を背景に、農業基本法、果樹農業振興特別措置法を制定するなど、政府が果樹生産の振興を図ったからであった。その結果、1968年にはみかんの全国生産量が200万tを越え、1972年には300万tを大幅に上回り、生産過剰が明らかになった。そして生産過剰はみかん価格の暴落となって現れた。社会党は1973年、県本部に「みかん対策特別委員会」を設置し、農民会議とともに消費拡大策などを県に要望した。この頃から、みかんの消費が陰りを見せはじめていたからでもあった。

1970年代半ば、社会党県本部と農民会議は、県庁前にみかん（箱）を積みあげ、県知事に「献上」するという行事も行った。

みかん農家にとって厳しい状況の中、さらにオレンジ輸入が拡大していった。外貨割当の対象であったオレンジは、1964年以降、数量割当による輸入枠が拡大していったが、静岡県だけではなく、全国のみかん農家も危機感を覚えて運動を繰り広げた結果、1977年までは輸入量は年間約2万トン程度であった。1978年以降、2倍、3倍と増加していき、1990年には14万トンを超え、その後の完全輸入自由化へとつながっていった¹⁵。

1970年1月、政府はコメの減産方針を打ち出した。35万[㊦]、150万[㊦]の作付制限をすることによって減産を確保しようとしたのである。静岡県農民会議は、「米の作付制限に対するたたかいについて」を出し、大量宣伝と自治体・農協への働きかけを求めた。もちろんこれは全国的な問題であり、3月30日には東京・日比谷野外音楽堂で「日本農業を守る3・30総決起大会」が開催された。静岡県からも多数が参加した。

この時期の農民運動の課題は、減反政策反対・米価保障と食管制度堅持、新都市計画法

¹⁴ グレープフルーツは、1971年に輸入が自由化された。

¹⁵ 温州みかん栽培農家戸数は、1975年33000余の戸数を数えたが、1985年には25000戸を割り、1990年には約14000戸へと減少し、2015年には約5600戸となった。他方一経営体当りの栽培面積は、1980年約50[㊦]、2015年には約100[㊦]と規模拡大が顕著である。オレンジの輸入自由化は、1991年。

実施・農地法改悪阻止（宅地並み課税反対）、農畜産物の輸入自由化阻止であった。なおこの頃の静岡県下の農民組合（静岡県農民会議）数は、180名であった。

②宅地並み課税反対の闘い

農地に対する宅地並み課税は、何故に問題とされなければならなかったか。その回答は、1972年3月袋井市議会が可決した「農地の宅地並み課税反対の意見書」に記されている。そこにはこう記されている。

「新都市計画法と地方税法一部改正によって、都市近郊農業は壊滅的打撃を受けようとしている。都市近郊の農業は都市住民の生活環境を守り、同時に都市近郊農家の農業経営を維持するために絶対必要である。すなわち都市の住民に快適な生活環境を保障するためと市街地の中に一定の緑地を保全し、また生鮮野菜の生産地を確保することは絶対に必要なことである。新都市計画法の市街化区域の農地に固定資産税、都市計画税など現在の100倍から300倍の重税をかけ、農民に税制面での圧力をかけ。市街化の促進をはかるというのが、地方税の一部改正であり、いわゆる宅地並み課税である。宅地並み課税が実施された場合は、現在の農業生産収益以上の税負担により、都市近郊農民は税制面で土地を手放さなければならなくなり、これは税の本義に反するものである。宅地並み課税は近郊農民の営農権、生活権を奪うものであり、このことはまた農業をして破滅に導く道でもある。私たちは憲法に保障された営農権、生活権を守るために宅地並み課税に反対し、その撤回を要求するものである。」

積極的に営農を志す者にとっては、まさに離農を促すものであった。だからとりわけ宅地並み課税実施に積極的であった静岡市においては、地域ぐるみの反対運動が行われた。静岡市では71年11月条例を制定し、宅地並み課税を1972年度から実施しようとしていた。静岡市農民組合は1972年2月、静岡市長荻野準平に対して実施延期を求めた。「宅地並み課税の実施延期の申し入れ書」には、中央や県内でも宅地並み課税の実施ができない状況にあるにもかかわらず、「本市の農民が他都市にさきがけて徴税される理由はない」、「条例の実施を延期」してほしいとある。また農地の宅地並み評価額に対する審査（「宅地並み評価額を取り消せ！」）を要求する運動も行った。3月には「驚く高値！農地の宅地並み評価 あなたの農地の評価額を閲覧しよう。不服申立は3月30日まで」というチラシを作成した。チラシには静岡市瀬名川のある水田の評価額の変遷が記されている。それによると、1946年には一反歩約7万円だった評価が、1973年には500万円以上となり、そうすると固定資産税・都市計画税が一反歩8万円となり、「これでは農業はできません」とある。

こうした運動は静岡県だけではなく全国で取り込まれ、その結果、「市街化区域農地の一定の農地については、さしあたり、従来の農地としての税負担に減額するよう、昭和47年度分の固定資産税及び都市計画税について特例を設ける」（自治省税務局長「市街化区域内の農地に対して課する昭和47年度分の固定資産税及び都市計画税の取扱いについて」1972年4月1日）という回答を得、一定の成果を獲得することができた。

その後も運動は継続され、1976年、「現在の適用農地以外に拡大することは、当面取りやめる」という回答を引き出し、宅地並み課税の拡大を防ぐことができた。

この頃、県農民会議は、「宅地並み課税」反対の闘いだけではなく、特産品の茶・みかん対策の強化、米価・食糧制度問題にも取り組んだが、組織としては「弱く」、

「県組織としての機能がまだ不十分」であった。というのも、1968年4月の結成後、定期大会が開かれてこなかったことに示されている（「第2回定期大会議案」1977年）。

③静岡県農民組合連合会のこと

静岡県には、県農民会議とは別に静岡県農民組合連合会という組織があった。組合員350人を擁する浜松市農民組合など16組合、構成員数1000名の組織であった。この農民組合が、1975年5月、全日本農民組合連合会（全日農）への加盟を申請してきたのである。しかし全日農の返答がなかったため、翌76年5月再び加盟を申請し、また県農民会議に、共闘を進めるための懇談会開催を申し入れた。県農民会議は、静岡県農民組合連合会の全日農への加盟に反対しない、共通の土俵に乗ることは歓迎すると回答した。

県農民会議は同年7月、全日農本部に、県農民会議と「静岡県農民組合連合会との統合は現状では不可能であること」、「共闘については原則的に賛成であること」、「静岡県農民組合連合会の全日農加盟について農民会議として異議をさしはさむ考えはない」、「静岡県に二つの組織を認めるか否かは全日農本部」の問題である、という県農民会議の決定を伝えた。その後の資料はないが、おそらく静岡県農民組合連合会の全日農加盟はできなかつたと推測される。静岡県農民組合連合会は日本共産党系の農民組織であった。共産党系の農民組織は、県農民会議準備会結成の頃、当初準備会に加わっていたが、みずから「静岡県農民組織連絡協議会」を結成して離脱していった経緯もあった。こうした経緯もあり、農民運動のいわゆる統一した闘いは成立しなかった。

④第二回大会以後の闘いと粉引き慣習廃止問題

県農民会議の第二回大会は1977年2月14日に開催された。そこでは、静岡県農業の課題として、農産物輸入問題とも関わるみかんの「過剰不況」、荒茶取引における粉引き慣習の廃止（後述）、水田耕作における都市下水から農業用水を守ることなどが議論された。もちろん食管制度の維持、農畜産物の価格保障など、静岡県に限らない全国的な課題も話し合われた。

県農民会議が重点目標として掲げたのが、粉引き慣習の廃止であった。

茶農家は荒茶を出荷しても売値に目方をかけた金額を受け取れなかった。その金額に1～8%の引物（ピンハネ）が行われていたのだ。この引物は近世からの慣習で、近世では14%引かれていた。近代になってもそれは続いていた。しかし戦時中の1943年県茶業組合連合会議所が解散し、品不足もあり引物はなくなった。ところが1950年県茶業連合会が設立され荷票料が復活し、1952年には引物も復活したのである。そして1957年県茶業連合会が解散して荷票料はなくなったが、翌年県茶業会議所が設立され、茶業振興費が登場した。出荷時に徴収され、県全体では2億数千万円になるといわれた。

1977年12月、県農民会議は「粉引廃止など茶取引改善に関する陳情書」を県知事に提出、また県茶業会議所にも要請文を提出した。そこにはこう記されていた。

「静岡県下7万余の茶生産農家は粉引として荒茶販売代金から本茶で1パーセントないし5パーセント、番茶で5パーセントないし8パーセントの一方的な天引を

受けています。このような引物は明治以前からの慣習といわれますが、いまでもおこなわれています¹⁶。あまつさえ使途不鮮明な多額の茶業振興費を賦課金として徴収されています。」として、「非近代的な慣習等は一日も早く廃止ないしは改革されるよう業界を強く指導」してほしい。

また署名運動も行い、その結果、1978年には粉引きなしの取引が静岡茶市場で実現した。しかし県内の農協主催の地方市場では粉引きが続けられ、また他県でも慣例として行われていたことから、県農民会議はこの粉引き制度廃止の闘いを全国に広げていくことを決定した。

第三回大会は、1980年3月開催された。この頃の農民会議は、袋井市農民組合（360名）、静岡市農民組合（360名）、藤枝市農民会議（260名）、静岡県開拓者連盟（200名）、春野町農民組合（10名）、三島市農民組合（10名）により構成されていた。

この頃の農業を取り巻く状況は、以下の通りである。農業縮小策はエスカレートし、米、肉、乳などの生産者価格は据え置かれ、米の減反政策がさらに強化された。ミカンや生乳などの生産調整も行われた。こうした問題に、県農民会議は対県交渉、日本社会党との懇談、労働組合との連携により対応しつつ、中国やソ連の農業団体との交流なども行った。

また米の減反政策に対応して、エサ米運動も行った。エサ専用の米を米の転作品目として農林省に公認させることによって、水田の破壊と米の減反を防ごうというものであった。県に対し、エサ専用米の栽培実験と家畜給与を行うこと、エサ専用米の種子の普及などを求めるものであった。

この頃藤枝地区では、労働組合、農民組合が提携して「高友会」を結成¹⁷、休耕地を利用した「ふれあい農園」を開設した。この試みは各方面から問い合わせが殺到し、「市民農園」の先駆けとなった。

⑤ 第四回定期大会

1981年3月7日、第四回定期大会が開かれた。もっとも大きな課題は、減反政策であった。米の過剰を理由とする米の減反政策は強化され、1981年度は県に対して9650アールの転作が求められた。県農民会議は、減反政策の中止、食糧の自給率向上を求めると共に、エサ米運動の強化を図った。また、都市近郊農業を守るための宅地並み課税の全廃と営農条件の確保、農畜産物の価格保障、食糧輸入の削減などの要求もあった。

この日、エサ米運動推進静岡県連絡会議を結成した。目的は、「米の減反から水田を有効的に活用するに最も適したエサ専用米の実験栽培を行い、実用化をめざすと共に、エサ米を転作品目として公認するよう政府と自治体に働きかける。またこの運動を通じて農業者の営農意欲の向上と農民連帯、さらに労農提携の発展強化をめざす」というものであった。減反政策に反対しながらも、それにかわる水田利用による米生産を確保しようとしたのである。

¹⁶ ただしこの粉引制度はこの頃の県農民会議の運動によっても最終的になくなることはなく、2019年においても問題は解決していない。

¹⁷ 「高友会」は現在も活動を続けている。毎年8月には「平和夏まつり」を開催し、藤枝市、地区自治会の協力も得て、平和写真展、平和に関する講演会などを行っている。

おわりに

日本の農業をめぐる現状は、悲観せざるを得ない状況である。カロリーベースの食糧自給率は 37.33%、大冷害に見舞われた 1993 年の 37.37%をも下回り過去最低となっている。その食糧を生産する農家も大幅に減少している。

静岡県状況を記せば、1995 年の農家数は 91792 戸であったが、2015 年は 61093 戸、販売農家数は 65152 戸から 31864 戸へと減少している。販売農家 31864 戸のうち、農業所得を主にしている主業農家は 8334 戸しかなく、その割合は 26.2 割である（2015 年「農林業センサス」より）。基幹的農業従事者は 51235 人、そのうち 59 歳以下は 10697 人、70 歳以上は 25328 人で約 49 割をしめている（2015 年）。

この文の「はじめに」で、西田美昭の指摘を引用したが、農民運動は「農民経営の発展」の契機があつてこそ展開されるのである。戦後の農業政策は「農民経営がもはや発展の見込みがない」という状態を継続させてきた。だからこそ、農民運動は衰退せざるを得なかつたといえよう。

本稿で紹介した静岡県農民会議の運動も、決して大きな運動ではなく、構成員約 1200 名によるものであつた。それでも、農民の利益を守るべく、様々な運動を展開した。しかし残存する資料は 1980 年代初めまでで、したがつてその後の動きを追うことはできなかつた。

なお、全日農はいまだ運動を続けているが、その「各県組織」のなかに静岡県は見当たらない。